

「子どもたちと共に 楽しい道徳の授業をつくる会」の発足と役割

さいたま教育文化研究所 貝田 久

研究と運動を統一して進める

2013年2月に、教育再生実行会議は道徳教科化を打ち出し、翌14年には文科省が「私たちの道徳」を配布し、中教審が「道徳の時間」を「特別の教科道徳」と位置づける答申を出した。15年3月には学習指導要領一部改訂で道徳を教科にし、教科書検定、採択を経て18年度の本格実施（小学校）に至っている。

このような安倍政権の「教育改革」に対抗し、さいたま教育文化研究所「教育課程と授業づくり研究委員会」は、民主的な道徳教育の理論と実践の研究に取り組んできた。民主的な立場から日本の道徳教育研究を牽引してこられた藤田昌士先生に学びながら、民主的な道徳教育の理論と県内の実践例をまとめ、14年に冊子『民主的な道徳教育を創造するために・実践編』を、翌15年には『同・理論編』を刊行した。

こうした中で、民主教育の側の「道徳の取り立て指導・特設授業」の組織的実践研究の立ち後れや優れた実践が集約しきれず、に埋没している状況が見えてきた。運動面での課題だ。

危機感をもつた私たちは様々な働きかけを行い、2015年の県教研では初めて特設「道徳分科会」が設置され、昨年

2017年には全国教育のつどいにも、特設分科会設置が実現した。「特別の教科道徳」の本格実施を目前にしてようやく全国的、本格的、組織的に実践を語り合える場が生まれた。しかし、それだけでは不十分で、日常的に地域に根ざし、地域に開かれた実践研究の場（実践を持ち寄ったり実践上の悩みを語り合ったり授業づくりをする場）が必要だった。

そこで準備を重ね、2017年5月、「さいたま教育文化研究所 教育課程と授業づくり委員会」が母体となり、「子どもたちと共に楽しい道徳の授業をつくる会」（以下「楽道会」）をスタートさせた。埼玉県の東西南北（春日部・所沢・川口・熊谷）に拠点をおき、その地域の実情を踏まえな



がら、柔軟かつ持続的な研究の場を立ち上げたのだ。

「国家道徳、押しつけ道徳、修身道徳、国による道徳」による心の支配に反対していく運動は、一方で民主的な道徳教育の実践研究が継続的に展開されることによつてはじめて力をもつ。「楽道会」のような、立場をこえ誰もが自由に参加できる道徳教育研究の場が全国各地につくられれば、全国レベルでの実践研究も深まる。運動と研究は互いに補完し合う「両輪」である。

「楽道会」の具体的な活動

筆者の関わる県南川口では、発足以来、16回の開催（2017年5月から18年9月まで・4月を除く）での参加者は47人。内訳は、

- ・現職教員25人（未組合員11人）
- ・学生2人（うち1人はその後現職）
- ・大学教員・研究者5人
- ・マスコミ関係者（一般）2人
- ・教職OB13人

毎回の参加人数は、9人から20人で推移している（学校の繁忙期は少ない）。

「楽道会」の役割は、次のようなものだ。

①道徳教科書の教材批判、おしつけ授業法批判と共に、「民主的な道徳教育」の理念に基づいた多様な授業実践を掘り起こし交

流すると共に、教育現場の悩みに応え、現職を励ます。

②子どもたちが主体的に取り組む楽しい道徳の授業を創造し、教育現場にひろげていく。そのための「民主的な道徳教育」実践の研究に取り組む。

③政治による不当な教育への介入や国による教育内容の統制に反対し、国民主権・人権の尊重・恒久平和・民主主義に基づいた教育を求める人々と連帯していく。

④「民主的な道徳教育」に対する親や市民の共感や理解を得るとともに、国家主義的、反民主主義的な「特別の教科道徳」の問題点と権力による教育支配の実態を知らせていく。

そのような役割の下で、授業づくりには「教材を使う授業」と「テーマを対話で深めていく授業」があることの共通理解をすすめ、「自分自身で最善の方法を探求しよう」を基本姿勢にしている。

ここでは、紙面の都合で川口での取り組みに絞り、タイトルのみ列举する。

2017年7月28日
「コの字型座席」の生かし方

対話をつくる その2

2017年8月30日
「対話をより探究的なものにする」

一学期最初の道徳の授業を考える

2017年9月20日
絵本「わたしのせいじやない」を教材化する

2017年10月18日
「規則の尊重」をどう扱うか

教室からの報告 足達祐子（飯塚小）
「どうだらけのバイク」をめぐって

2017年11月29日
絵本「わたしのせいじやない」を教材にした道徳の授業

2017年12月26日
実践報告 遠山正実（上青木小）

2018年1月24日
「伝統と文化の尊重・国や郷土を愛する態度」をどう扱うか その1

問題提起 貝田久

2018年2月21日
実践報告 貝田久

2018年2月21日
「最後の授業」をつくろう

授業報告「命」をテーマに

2017年6月30日
楽しい道徳の授業を構想する

対話をつくる その1

小田政好（新郷南小）

教育実践

2018年3月30日

「特別の教科 道徳」のはじめの一歩をどうつくるか

実践報告 吉井裕美（都内小学校）

2018年4月14日（埼玉サークル協・

埼教組青年部共催「明日に生きる授業づくり

り学習会」分科会として全県合同で開催）

「特別の教科」になつても子どもから出で子どもに還る道徳を！

実践報告 伏島礼子（戸塚東小）

2018年5月23日

実践交流

「特別の教科 道徳」のスタート

2018年6月27日

実践交流 「道徳の評価、どうする？」

2018年7月25日

1学期の子どもたちの「育ち」をふりかえつて

～授業づくりと学級づくりの実際～

実践報告 小田政好（新郷南小）

2018年8月29日

二学期の授業をつくる

～授業づくりと学級づくりの構想～

問題提起 熊谷幸子（新郷南小）

2018年9月26日

小二「いいところ みいつけた」

実践報告 平賀佑宏（都内小学校）

教職OBの出番

教職OBのできることの一につい「樂道会」への参加がある。「樂道会」の場で、OBと現職の協同研究が進み、その成果が直接教室の子どもたちに届き、教室と「応答」する形ができた。OBの豊かな経験が現職に新たな知見を提供している。

また、「民主的な道徳教育」の研究は、教育現場の自由度（教育の自由・学問の自由）を拡げるたたかいと統一して進めなければならぬ。その点からも、情報収集、

現状分析をもとに「現場でできること」の具体的実現を支援できるようになつた。

教職OBのもう一つの仕事は授業参観だ。学校公開に出向き授業を参観することによって、教科書や道徳ノートがどう扱われているか、授業展開や板書はどうか、科目はどう位置づけられているかなど、「特別の教科 道徳」の今日的な状況を知ることができる。同時に、現職と繋がり、励ますことともできる。

現場でのたたかい

まず、現職の皆さんに呼びかけたい。

- ①道徳の授業は、多種多様、千差万別であることを明らかにし、「教科書以外は道徳ではない」という「空気」の醸成を警戒し、歯止めをかけよう。
- ②校内研修の民主化を進め、「型を求める研修」ではなく、多様性に開かれた研修、様々な工夫が生かせる研修にしていくこう。その為に、道徳主任などそれなりのポストに積極的に就こう。
- ③自主教材を使つた授業を公開し、親や市民と話し合うなどして理解を広げよう。
- ④そんな実践を、「交流の場＝楽しい道徳の授業をつくる会」に持ち寄り、より豊かな道徳の授業を創造していこう。
- ⑤評価の問題を抱え込まず、問題点を明ら

OBの皆さんに勧めたい。まずは分け隔てなく現職とながることだ。
教職OBにさらに期待したいことは、学校を敷居が高い場所と感じている一般市民を誘つて道徳の授業を見にいくことだ。参観後、問題点を教えてあげることもOBならではの取り組みだ。

教職OBは、教職経験を積んできたからこそその「宝」を持っている。それを生かすのは今だ。

OBの皆さんに勧めたい。まずは分け隔てなく現職とながることだ。
教職OBにさらに期待したいことは、学校を敷居が高い場所と感じている一般市民を誘つて道徳の授業を見にいくことだ。参観後、問題点を教えてあげることもOBならではの取り組みだ。

教職OBは、教職経験を積んできたからこそその「宝」を持っている。それを生かすのは今だ。

かにして保護者と連携しよう。

「修身科 姿を変えて 再登場」が「特別の教科 道徳」の本質だ。17年度版文科白書では今後の取り組みが特に期待される事項として真っ先に「特別の教科 道徳」の着実な実施が挙げられている。愛国心教育は政権の最重要課題なのだ。安倍政権は戦争法で自衛隊の海外派遣を拡大、秘密保護法、共謀罪法で監視社会の構築を目指す。18歳成人（22年4月1日施行）や今後の憲法改悪などを俯瞰してみると、その先に徵兵制が見えてくる。愛国心で子どもの心を染めておくことは徴兵制（経済的徴兵制を含む）の前提条件になる。「特別の教科 道徳」は上手にかわせば済むという代物ではない。「これ以上、形を作らせない」ための闘いが求められる。

教科化推進勢力は、道徳の評価を入学者選抜に位置づけようとしている。各学校では内心に踏み込まない評価をするのは当然だが、通知表の道徳評価欄をなくし、評価は要録のみにする方向を目指そう。同時に、職員や父母市民とも連携し、道徳評価反対の合意をつくりあげよう。

教室での課題は「主体的・対話的で、深い学び」や「考え、議論する道徳」に基づいて、「対話の力」をしつかりつけること

だ。対話の方法を教え、対話の楽しさや友だちとのつながりの深まりを実感させる授業をめざそう。目標は、どの子にも探究的な対話に発展させるための「質問」ができるようになることだ。「意味の明確化／証拠／真偽／一般化／前提／含意」などの質問によって真理を追求する力を育てるこそ、それは民主主義社会の形成者として必須であり、主権者としての力量と自覚を育てるものである。「対話を育てる」、「対話で育てる」は、民主的な道徳教育の目指すところでもある。

質問して考え方を深めよう

- ・○○ってどういう意味ですか？
- ・○○なのはなぜですか？
- ・そう考える根拠は？具体例は？
- ・それは本当ですか？どうすれば事実だと確かめられますか？
- ・いつでもそれはあてはまりますか？
- ・どうしてそういう考えが生まれたのですか？
- ・そうだとすると、どういうことになるのですか？

「子ども哲学で対話力と思考力を育てる」
河野哲也著 より

I 教材を使う授業

(1) 自主教材

「子どもから出て 子どもに還る」立場から

- ・子どもの作文、日記・絵本、物語などの読み物・新聞、雑誌、手紙など
- ・写真、絵、映像、「番組などの視聴資料・教師による自作教材、その他

注 子どもの作文や日記を「特別の教科道徳」に位置づけることの意味

①道徳の授業を「子どもの生活に根ざした表現」と結びつけることで、リアルに道徳的価値を追求することができる。

②当事者として考え方行動することが主権者意識を育む。

③作文や日記を書き、読み合い、語り合うことそのものが道徳性を高める。

④道徳的価値について、継続的に追求することができる。

⑤子どもの意見表明権（子どもの権利条約第12条）の行使を保障し励ますことができる。

積極的に取りあげたい題材もある。

子どもの文章を多数とりあげている教科書もある。

II テーマを対話で深めていく授業

例えば、「勇気とはなんだろうか」などの問いを対話で追究する授業。